平成２１年（フ）第１０３７号
東京都八王子市弐分方町57番地、前住所東京都八王子市大楽寺町190番地４
債務者　遠藤　節子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２６号
岡山県津山市本町２―10、住民票上の住所岡山市南区万倍121番地６
債務者　髙原　謙一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４９１号
青森市大字石江字平山２番地42
債務者　小野寺　翼
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９４号
青森市大字新城字平岡277番地35　メゾンオクザキ６号
債務者　松本　孝男
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
栃木県小山市暁２丁目４番18号　マルーンハイツＡ棟101号
債務者　小林　文江（旧姓前澤）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１１９２号
福岡市早良区内野５丁目７番34号
破産者　有限会社ケイエス
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７１号
埼玉県狭山市大字北入曽390番地の１ジュネスＢ館301
破産者　株式会社デジタル・アイ・ネット
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１７２号
埼玉県狭山市大字水野357番地の38
破産者　原田ひろみ
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１５３２号
千葉県香取市虫幡134
破産者　篠塚　初江
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３８９９号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海665―103
破産者　長谷部清悟
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８１７号
東京都足立区大谷田５丁目19―12、開始決定時の住所東京都足立区佐野２丁目28―10
破産者　田崎江里子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６００５号
神奈川県横浜市戸塚区吉田町159―６
破産者　松永　知久
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６６１号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１―11―304
破産者　奥沢恵美子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８４００号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目343―３―101
破産者　豊田　直一
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５１７号
埼玉県草加市栄町２丁目８―21―605
破産者　谷岡　由紀
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５３６号
神奈川県川崎市宮前区平１丁目14―41―101
破産者　橋本　伸一
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５５１号
埼玉県坂戸市三光町43―５―301
破産者　小林　　茂
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５８２号
埼玉県川口市南町１丁目１―38―205
破産者　三神　昭浩
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９３０７号
東京都品川区東五反田２丁目21―11―202、開始決定時の住所東京都港区白金１丁目15―25―202
破産者　富永　啓嗣
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部